

◆◆◆目次◆◆◆

- 1 【周知】若者定住促進事業補助金の対象年齢を45歳未満に、補助上限額を10,000円/月、補助対象期間を最大1年間に見直します。(高山市)
- 2 【周知】奨学金返済支援事業補助金の令和3年度の補助対象期間を最大4年間に見直し、新規受付を令和6年度末で終了します(高山市)
- 3 【周知】Uターン就職支援金を廃止します(高山市)
- 4 【周知】障がい者の法定雇用率が引き上げになりました(岐阜労働局)

★★

- 1 【周知】若者定住促進事業補助金の対象年齢を45歳未満に、補助上限額を10,000円/月、補助対象期間を最大1年間に見直します。

若者定住促進事業補助金とは、将来の高山市を担う若者の高山市への就職・定住を促進するため、民間アパート等の家賃の一部を補助する制度です。令和3年度より次のとおり変更します。

○対象年齢

市内事業所に就職した日の年齢を35歳未満から「45歳未満」に拡大

○補助金額

月額家賃に対する補助率3分の1以内、上限額15,000円/月を、
補助率3分の1以内、上限額10,000円/月に変更

○対象期間

交付申請のあった月から3年間を「1年間」に変更

○その他

- ・令和2年度までの対象者は、従前どおりの内容で引き続き支援を受けることができます。
- ・対象年齢の引上げが適用される時期は令和3年4月1日からです。新たに対象となる「35歳以上45歳未満」の方の具体的な対象条件は、市HPをご覧ください。

○市HP

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1002804.html>

○問合せ先 高山市 商工観光部 商工課 電話 0577-35-3144

★★

2 【周知】奨学金返済支援事業補助金の令和3年度の補助対象期間を最大4年間に見直し、新規受付を令和6年度末で終了します

奨学金返済支援事業補助金とは、将来の高山市を担う若者の高山市への就職・定住を促進するため、返済中の奨学金に対して補助をする制度です。令和3年度より次のとおり変更します。

○対象期間

交付申請のあった月から最大5年間とするところを、令和3年度新規申請者から1年ずつ縮小し、令和7年度末をもって当該制度を廃止

- ・令和3年度申請者→補助期間 最大4年
- ・令和4年度申請者→補助期間 最大3年
- ・令和5年度申請者→補助期間 最大2年
- ・令和6年度申請者→補助期間 最大1年
- ・令和7年度 ⇒新規受付なし（令和6年度まで申請者への補助金交付のみ）

○その他

- ・令和2年度までの対象者は、従前どおりの内容で引き続き支援を受けることができます。
- ・詳細については市HPをご覧ください。

○市HP

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1007260.html>

○問合せ先 高山市 商工観光部 商工課 電話 0577-35-3144

★★

3 【周知】Uターン就職支援金を廃止します

Uターン就職支援金とは、高山市出身の方が、進学や就職のため市外へ引っ越した後、卒業や離職などを機に高山市へ転入し、市内事業所に就職された際に1度きり10万円を支給する制度です。

令和2年度をもって当該制度を廃止します。令和2年度に対象となる方は、令和3年3月31日（水）までに申請ください。

○市HP

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1005775/1005776.html>

○問合せ先 高山市 商工観光部 商工課 電話0577-35-3144

★★

4 【周知】障がい者の法定雇用率が引き上げになりました

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

この法定雇用率が、令和3年3月1日から次のとおり変更となりました。

<事業主区分>	<現行の法定雇用率>	<R3.3.1以降の法定雇用率>
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

また併せて、対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆様は特にご注意ください。

○詳細HP <https://www.mhlw.go.jp/content/000694645.pdf>

○問合せ先 岐阜労働局 職業安定部 職業対策課 電話058-245-1314

★★

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス